

Arknet通信

皆様、平素は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

4月。いよいよ新年度が始まりました。

新社会人になられた方、新しい会社に入られた方、それぞれの方たちが期待に胸を膨らませ、新たな決意を抱いて新天地に向かわれたことと思います。一方で、今年は桜の花も咲く時期を戸惑うような肌寒い気候が続き、また、台風のような天気が列島を襲うということもありましたが、とにかく皆様にとってすばらしい一年であって欲しいと思います。そのために今何をすべきか、今何が出来るかを真剣に考えて行きたいと思います。

税理士法人アークネット
代表社員 野呂伸一郎

2012.04.28 第6号

税理士法人アークネット

静岡市葵区紺屋町11-13



神田川の桜。今年は少し遅かったですね。

What's New

【平成24年度税制改正法案成立】

平成24年3月30日、平成24年度税制改正の法案「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が成立しました。法律の施行日は平成24年4月1日です。（内容についてはアークネット通信第5号Tax Informationで解説しています。）

【税制抜本改革案（消費増税関連法案）国会提出】

アークネット通信第5号で紹介した「税制抜本改革案（消費増税関連法案）」が、平成24年3月30日に国会へ提出されました。野田首相は、今後「野党の意見で取り入れるものは取り入れて成案を得る」と法案修正も辞さないと表明しており、その動向を注目したいと思います。

【信用保証料率割引制度の見直し（平成24年4月1日より）】

信用保証協会では、「中小企業の会計に関する指針」に準拠して作成される計算関係書類について、税理士等から「チェックリスト」が提出された場合、保証料率を0.1%割引く制度があります。これにより、金融機関からの勧めに応じて「チェックリスト」を作成提出していましたが、当該「チェックリスト」の運用が厳しい方向に見直されました。内容は下記の通りです。

1. 「チェックリスト」の全部準拠

従来チェックリストの1項目に○があれば適用されていましたが、1項目でも×があると適用されなくなります。

2. 故意過失を問わず、事実と異なる記載が認められると信用保証協会が判断する場合は、適用されなくなります。

例えば、経営状態が良くないことから減価償却資産について償却費の計上を行わない場合、今までは保証料の割引が認められていましたが、今後認められなくなります。したがって、0.1%の保証料率の金額や繰越欠損金とのからみで判断が必要になりますので、一緒に考えて行きたいと思います。

平成24年4月1日以降終了する事業年度の計算書類からの適用ですので、法人は4月決算以降、個人事業者の方は24年分申告の決算書以降になります。

Tax Information

グループ法人税制と組織再編

近年、法人税制を取り巻く環境は合併・会社分割等の組織再編税制を中心に大きく変化してきました。

特に「グループ法人」と呼ばれている支配関係のある企業間同士の取引について顕著で、平成 22 年度から適用されている「グループ法人税制」は単体課税でありながらも完全支配関係企業間の取引をグループ一体の取引として課税関係を捉えた全く新しい税制であるといえます。

「グループ法人税制」では、「完全支配関係のある法人間」における下記の取引等については次のように取扱いがなされます。

- ① 一定の資産の譲渡取引において発生した損益は一旦繰延べる。
- ② 寄付取引については、受取側は全額益金不算入、寄付側は全額損金不算入とする。
- ③ 自己株式譲渡の際に発生する譲渡損益は計上しない。
- ④ 受取配当益金不算入制度の適用の際、負債利子控除をしない。
- ⑤ 残余財産が確定した場合、親会社は一定要件の下で欠損金を引き継ぐ
- ⑥ 親会社が大法人である場合、中小企業の税制優遇特例措置を適用しない。

ここでいう「完全支配関係」とは、法人当事者間が完全支配関係にある状態、すなわち、一方の法人が他方の法人の発行済株式の全部を直接若しくは間接に保有する関係等をいいます。

この制度の導入趣旨は、企業が競争力強化のためにグループ内の複数の事業を一本化したり、一の事業を分散化したりして効率効果的な経営を図ろうとする際、グループ法人間における資産移転は不可欠であり、その都度課税問題が生じた場合、グループ経営の遂行に支障をきたす恐れがあるため、「税による経営の足かせ」といった問題を回避するためであるといわれています。

例えば、完全親法人が完全子法人へ資金を寄付する場合、従来であれば寄付を受ける子法人は収入として益金課税を受ける取扱いがなされていましたが、グループ法人税制適用後の完全子法人は益金課税を受けることなく資金を受取ることができる取扱いとなっています。

一方、寄付をした完全親法人側も寄付金課税を受けることなく資金を融通させることができるのです。

このグループ法人税制の導入によって、企業グループ内における事業再編や資産の組替えがより迅速かつ機動的に行われるといわれ、この税制を戦略的に活用する機会が今後より一層増えるのではないかと考えられます。

上記の完全親子会社間の資金融通にとどまらず、事業の切り分け、グループ法人間の債権債務の整理、子会社清算などグループ間で組織再編を行う場合においても欠くことのできない税制であるといえます。

しかし、「グループ法人税制」はいいことづくめの税制ではありません。

資産の譲渡損益にしても一旦は譲渡損益を繰延べますが、譲受法人がその資産を他の法人へ譲渡した場合には、繰延べられていた譲渡損益を実現させなければなりません。

すなわち、当初、完全親子会社間で資産の譲渡取引を行った際に生じるはずであった譲渡法人側の含み損益は、その後の譲受法人のその資産の売却という行為によってその損益の実現を強制的に余儀なくされることとなります。

また完全子会社の残余財産が確定した場合、完全親会社は欠損金を引き継ぐことはできますが、設立当初から継続して支配関係がある場合に限られており、欠損金の引き継ぎを利用した租税回避的な企業行為を防止する措置が設けられています。

また、グループ法人税制は「完全支配関係」同士の取引であれば、強制的に適用される制度であることに留意する必要があります。

なぜならば、最終形は同じでもそのアプローチの仕方によっては税負担が異なってくる場合があるからです。

例えば完全子会社でないグループ法人を清算する場合、一旦完全子会社化し「グループ法人税制」を適用してから清算するケースと、そのまま清算するケースとでは子会社の保有資産の含み損益の状況等によっては結果が異なります。

従って、グループ法人の合理化等に伴う組織再編を行う場合、グループ法人税制をはじめとする関連税制の適用関係を念頭にグループ全体としての将来像を描き、税負担が可能な限り少ない手法を選択するための入念な検討が肝要となります。

(注) 文中においては内容を理解し易くするため表現を簡略化した部分があるため、実行の際には課税上の取り扱いを十分にご確認下さい。

新連載『資金調達の極意』

賢い借金の仕方①

日々の経営の中で、必ず直面する課題として、資金繰り、或いは資金調達と言ったお金にまつわるお話は尽きないものと思われまます。

今般のお題目として、賢い借金の仕方と言う事で、借入金をその性質に応じて2つの類型に分けて解説します。日々の資金調達を考える際の参考にして頂ければと思います。

【類型1ー運転資金借入】

今とある商品を1,000万円で仕入れれば、1,200万円で買ってくれるお客様が居るとします。所が手元には100万円しかない。このような場合、先ず仕入れのために借り入れを起こすことが一番のビジネスの成功への近道だと思われまます。この図式を下に示します。

<図表 (単位：万円) >

運用	調達
① 現金 1,000⇒	借入金 1,000
② 商品在庫 1,000⇒	
③ 売掛金 1,200⇒	⑤ もうけ 200
④ 現金 1,200	

<図表>の①～⑤の流れは、まさに運転資本の調達から、最終的な回収までのプロセスを表すものであり、このようなプロセスを踏んで返済する借入は、「運転資金借入」と呼ばれています。

このケースでは、借り入れた資金で有望な商品を仕入れ、首尾よく販売までこぎ着け、回収まで行き、最終的には手元に200万円余分に資金を残す事が出来ました。日常の商取引では、このプロセスを高速回転すればするほど、より効率的に資金を手元に残す事が出来ます。ではこの際に留意する事は何かあるでしょうか。①～⑤のプロセスをさらに分解してみると、先ず①～②の段階で、「仕入」が生じますが、この支払いを先に延ばした場合、更に現金が手許に残る期間が長くなることは明白です。また、②～③の「仕入」後の販売に関しては、在庫として会社内に滞留する期間を短くすることで、その

後の販売後の現金回収(③～④)までのトータル期間を短縮する事が可能になります。当然、販売後の回収期間そのものを短縮すれば、⑤のもうけの実現はより早まります。

これら一連の留意点を、経営者の方は半ば無意識的に体感しながらビジネスを展開されている事と思います。しかしながら、各取引先様との関係構築や、特に会社の歴史が長く、商取引の慣習が定着している会社様の場合は、これらが硬直的になっているケースがままあります。

硬直化した場合には、当然のことながら⑤の早期実現が達成出来ず、借入金を常に余分に抱えながら経営して行かなければなりません。この類型であっても、借入金を余分に抱えている場合には、それに対する金利が、事業を維持するための固定的な費用として掛かってしまいます。昨今と言わず、完全に定着したかに見える低金利時代ですが、いつ金利が上昇するとも限りません。金利が上昇した場合のコストの増大は、必要以上に経営体力を消耗させまます。

従って、①～⑤のプロセスを常に見直す習慣(クセ)を付け、好況期、低金利の借入に有利な時期にあっても、取引条件を変更できる余地を確保して行くことが、会社の有事対応には重要になります。

私どもの主要業務である、年1回締める決算報告書の表面内容だけでは直接的には見る事が出来ない、正に日々動いているビジネスの動向観察にも、気を配りながら業務に取り組んでおります。

(森 孝義)



今回は東京事務所
のクライアント
様である、ソシオ
プラス株式会社さ
んの緊急地震速
報受信システム
をご紹介します。

関東直下型地
震や南海地震
など、いつ来ても
不思議はないと
いわれています
が、備えあれば
憂いなし、心の準
備はしておきま
しょう。

地震が来る前にわかることで、守れる命と財産があります。

緊急地震速報受信システム 高度利用者向け



もし突然後ろから押されたらあなたはどのように感じますか。もし押されることが少しでも前もって分かったなら結果はどのように違ってくるでしょうか。
いつ発生するか分からない地震。今後30以内に起こりうる大きな地震の確率は80%~90%となっております。

緊急地震速報とは、P波(初期微動 秒速約7km)と、S波(主要動 秒速約4km)の速度差を利用し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報です。
主な被害をもたらすS波が到達する前に事前対応を行うことで、地震による被害を防止・軽減することを目的としています。

あなたの場所にあと何秒後にどんな地震が来るかピンポイントでお知らせ致します。

幼稚園、保育園や学校等には子供たちや保護者のために、老人ホーム等には入居される高齢者やそのご家族のために、企業にとってはBCP(事業継続計画)の一環として、ぜひご導入をお勧め致します。

Socioplus

making safety and security

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-1-30
イタリア文化会館ビル4階KSフロア
ソシオプラス株式会社
(TEL) 03-6663-8670 (FAX) 03-6868-3873
(Mail) toshi.ota@socioplus.co.jp

(代理店募集中)



高い信頼性

- 気象庁の演算方式に完全準拠
- 配信サーバは安全な場所に設置
- 有事にも確実に配信できるよう余裕をもった配信サーバの容量制限
- 過去に誤報履歴なし

分かりやすい

- 3色のLEDライトで瞬時に危険度を判断
- 「カウントダウン」、「あいまい表現」の選択が可能
- 施設に応じた音声の選択が可能

幅広い拡張性

- 館内(校内)放送連動が標準装備
- エレベーター、電気、ガス、自動ドアなど各種装置の制御が可能(オプション)
- 無線やPLCなど様々な通信手段との組み合わせが可能(メーカーとの調整が必要)

充実のサポート

- 配信サーバ側から24時間異常監視
- 365日動作状況の記録を保管
- 年1回の訪問点検の実施
- 疑似信号による避難訓練のサポート
- 3年間の無償保証

〜〜ぼやき〜〜

セシウム濃度高いなあ…最近、ますます高くなってく
るのはやはり漏れているんだろうな。この当りの情報
が全く公開されないのが不安ですよね。

食品の放射能汚染の基準が下がったのは、収束まで時
間がかかると判断したからでしょうか?高濃度のまま
摂取し続けると人体に影響が出るという判断でしょ
うね。

京都でも瓦礫の受け入れを決めたようですが、全国に
ばら撒いて日本全土を放射能まみれにすることが『絆』
なんですかね? 福岡市は拒否してましたね。

たまたま手に取った本が東野圭吾の『天空の蜂』。
今から約17年前の1995年に講談社から出版された
本です。まだ途中ですが現実と重なりますよ。

『絶対安全』とは放射能を人の手でコントロールで
きる科学的水準に達することではないでしょうか。

(野呂伸一郎)

ホームページ開設のお知らせ

税理士法人アークネットのホームページが
できました。

『Arknet 通信』同様にいろいろな情報、楽し
い話題をアップしていく予定ですの
でどうぞご期待ください。

皆様のご来訪をお待ちしております。

<http://www.arknet.info>

ARKNET

税理士法人アークネット

税理士法人アークネット

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

西村会計事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811